

第四編

建築物省エネ法関係

I-1 気候風土適応住宅の取扱い

1 R1 国交告第 786 号に基づく気候風土適応住宅

伝統的な構法を採用している住宅については、断熱化が困難な両面真壁の土塗壁の仕様を採用していることや比較的大きな開口部を有していること等により、一般的に、省エネ基準への適合が困難な場合があります。

一方で、こうした伝統的な構法の住宅は、通風・日射の活用や制御、地域の建築材料の採用、地域で培われてきた住まい方への配慮といった、地域の気候・風土を踏まえた工夫の採用により、優れた居住環境を有しています。

こうした住まいづくりの重要性に配慮し、建築物省エネ法においては、地域の気候及び風土に応じた住宅（気候風土適応住宅）については、省エネ基準が一部合理化されています。

表 I-1 気候風土適応住宅の場合の省エネ基準

外皮基準	適用除外
一次エネルギー消費量	一般的な住宅で導入されている設備（標準設備）の採用により基準を満たせる水準に合理化

「気候風土適応住宅」の要件は、R1 国交告第 786 号（次ページ）に規定されていますが、熊本県・熊本市・八代市・天草市においては、R1 国交告第 786 号第 2 項の規定に基づき、第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを独自に決めました。（P198-6「気候風土適応住宅告示（R1 国交告第 786 号）第 2 項の規定により、所管行政庁が第 1 項第 1 号の要件と同等であると認められるものとして別に定めるもの（案）チェックシート」）

県内においては、当面の間当案を運用しますので、気候風土適応住宅の判断にあたっては、当該チェックシートを使用してください。

設計する住宅が気候風土適応住宅の要件に適合するか否かは建築士が判断したうえで、気候風土適応住宅の基準（表 I-1）に基づき評価を行ってください。

説明義務制度の適用にあたって、設計する戸建て住宅等が気候風土適応住宅に該当する場合には、建築主への説明の際に、省エネ基準への適否等に加えて、当該住宅等が気候風土適応住宅に該当することについても書面に記載し、説明を行ってください。

その際、気候風土適応住宅の趣旨や合理化される省エネ基準の内容、気候風土適応住宅の要件のうちどれに該当するかについても合わせて説明してください。（P198-6～198-8）

なお、P198-8 の「地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策 説明シート」で、ひな形を示していますので、適宜修正してご使用ください。

コラム

【説明義務制度とは】令和 3 年 4 月 1 日施行

建築士は、300 m²未満の住宅・建築物を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅・建築物について、省エネ基準に適合するよう努力義務が課せられています。

※建築主は説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明する必要はありません。

【説明内容】

- ① 省エネ基準への適否
- ② （省エネ基準に適合していない場合）省エネ性能確保のための措置の内容

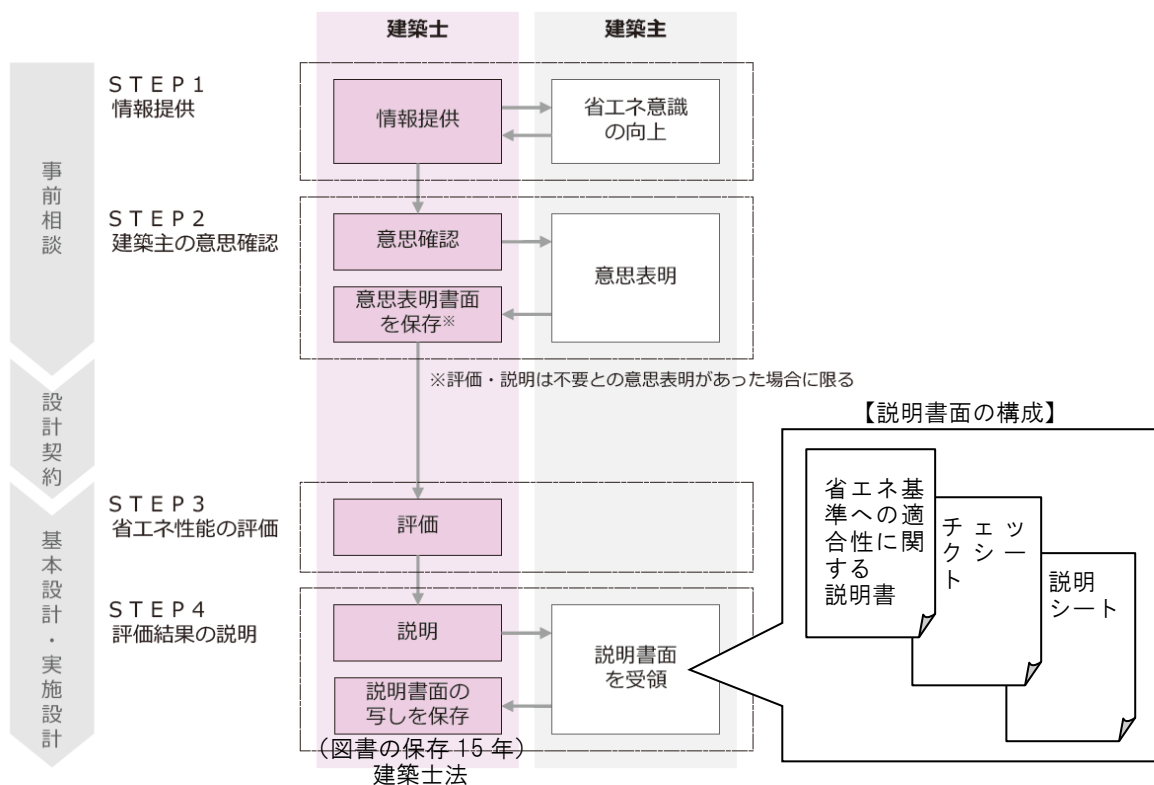


図 I-1 説明義務制度の4つのステップ

気候風土適応住宅告示 R1 国交告第 786 号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年 経済産業省 国土交通省令第一号）附則第二条の規定に基づき、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和元年 11 月 15 日

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。
 - 一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
 - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - ハ 次の（1）及び（2）に該当すること
 - （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）片面を真壁造とした土塗壁であること
 - （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
 - （i）屋根が化粧野地天井であること
 - （ii）床が板張りであること
 - （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること
 - 二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること
- 2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。

気候風土適応住宅告示（R1国交告第786号）第2項の規定により、
 所管行政庁が第1項第1号の要件と同等であると認められるものとして別に定めるもの（案）チェックシート
 網掛け部分は、県の運用（案）

熊本県の当面の運用（案）		チェック
次のイからハまでのいずれかに該当すること		
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
ハ	次の（1）及び（2）に該当すること	
(1)	次の（i）から（vii）のうち、いずれかに該当すること	
	告示 （i） 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
	告示 （ii） 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
	告示 （iii） 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※構造的な事項 （iv） くまもと型伝統構法による木造建築物であること ・「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」に基づき設計された木造建築物であれば可とする。	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※構造的な事項 （v） 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は熊本県産材とし、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること ※熊本県産材は、県内で生産された素材を加工した木造製品とする。	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※構造的な事項 （vi） 貫工法等であること ・貫を用いた軸組構法は可とする。	<input type="checkbox"/>
県運用 ※構造的な事項 （vii） 床下が開放的であること ・石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可とする。	<input type="checkbox"/>	
(2)	次の（i）～（iii）のうちいずれか、又は（iv）のA～Eのうちいずれか3つ以上に該当すること	
	告示 （i） 屋根が化粧野地天井であること	<input type="checkbox"/>
	告示 （ii） 床が板張りであること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
	告示 （iii） 窓の過半が地場製作の木製建具であること <small>※用語の定義や判断基準については、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。</small>	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※付属的な事項 （iv） A 軒の出が0.9m以上であること	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※付属的な事項 （iv） B 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること ・高窓・天窓や地窓の設置、上下や対面に窓を設置する、又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること。（欄間を設けることも可）	<input type="checkbox"/>
	県運用 ※付属的な事項 （iv） C 主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構造の建具であること又は縁側を設置したものであること ・多層構造の建具とは、兩戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。 ・縁側は外縁は含まない。	<input type="checkbox"/>
県運用 ※付属的な事項 （iv） D 畳の間（8畳以上又は13.2㎡以上の広さ）又は土間（5㎡以上の広さ）を設置したものであること ・畳の間については、(2)(ii)との併用により広さを確保することでも可とする。 ・広さは芯々寸法による。	<input type="checkbox"/>	
県運用 ※付属的な事項 （iv） E 南又は西方向の開口部付近には日射を遮蔽するための樹木を複数本植えたものであること ・外壁等で日射を遮蔽できるものを除く。	<input type="checkbox"/>	

※上記に定めのないものは、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&A集」による。

建築物省エネ法第27建築主に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を説明するにあたり、熊本県における運用で追加する書類

（地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策） ・建築主に対して、地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策として、実施した説明資料（イメージ写真付き）を交付し、説明すること。 ※対策例（続き間、深い軒・庇、多層構成の建具、木製建具、欄間、開放的な床下、床下換気口、畳、土間、貫工法、通風への配慮、板張り床など）	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

(建築主への説明する際の説明書面の例) 気候風土適応住宅の場合

省エネ基準への適合性に関する説明書

参考様式

年 月 日

_____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。
この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： 熊本県●●市●●

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分（一級、二級、木造）： _____ 建築士事務所

(備考)

気候風土適応住宅に該当しています。（該当している要件は別紙参照）

(建築主に対し建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を説明するにあたり、熊本県における運用で追加する書類)

地域の気候風土への適応・環境負荷低減対策 説明シート

建築主への説明資料の作成例

■深い軒・庇

軒の出：1.2m

該当するところにチェック
若しくは追記

■多層構成の建具

木製通風ガラリ雨戸、木製サッシ、紙障子、雨戸兼用鏡板がある。

■土塗壁

厚さ：80mm（部位により 55～100mm）

竹小舞下地土壁が使われている。

■木製建具

地元の木材を使った格子戸が使われている。

■床板張り

床材は下地及び仕上げともに無垢材/30mm厚が使われている。

■複数の窓の位置による通風への配慮

吹抜の頂部の連窓窓及び地窓が使われている。

□建物周囲の環境配慮

落葉樹、雑木の庭・雨水の地下浸透への配慮。

■地域産の材料の使用

県産材を主体として使用している。

□地域の建築職人・大工の登用

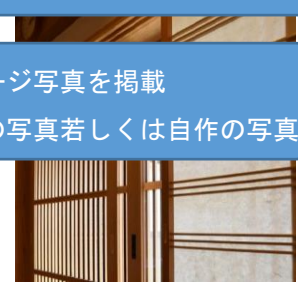
伝統工法を受け継ぐ職人による施工。

■開放的な床下（石場建て）

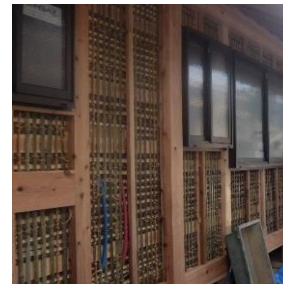
石場建て工法の採用による床下環境の健全化、維持管理の容易性の確保、耐久性の向上を図るとともに建設時及び解体時のエネルギー消費・廃棄物の削減に配慮している。



深い軒・庇



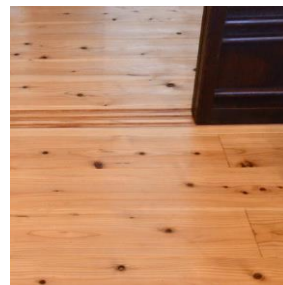
多層構成の建具



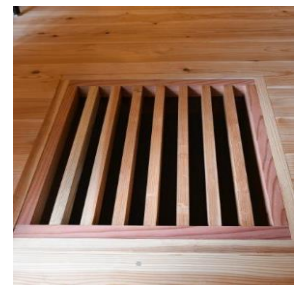
土塗壁



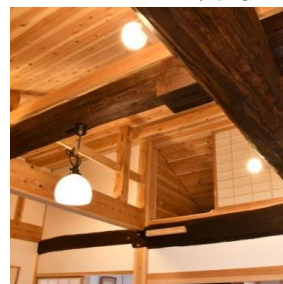
木製建具



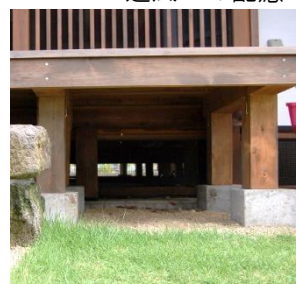
床板張り



通風への配慮



地域産の材料の使用



石場建て

■エネルギー性能

エネルギー性能について記入

項目	基準値	設計値
評価方法	Web プログラム 気候風土適応住宅版による評価	
地域区分	7 地域（熊本市）	
外皮平均熱還流率（ U_A 値）	0.87	1.02W/($m^2 \cdot K$)
暖房期平均日射熱取得率（ η_{AH} ）	4.3	4.3
冷房期平均日射熱取得率（ η_{AC} ）	2.8	2.8
一次エネルギー消費量	116.1 以下	99.4GJ/(戸・年)